

# 「王様は裸だ！！」

コロナワクチンの裸体 ファイザー添付文書（11月改定）より

## 1. 基本的な留意文言

- 注意－特例承認医薬品
- ・劇薬、処方箋医薬品
- ・本剤は、本邦で特例承認されたものであり、承認時において長期安定性等に係る情報は限られているため、製造販売後も引き続き情報を収集中である。

**21.3 現時点での知見が限られていることから、製造販売後、副作用情報等の本剤の安全性に関するデータを、あらかじめ定めた計画に基づき早期に収集するとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に提出し、本剤の適正使用に必要な措置を講じること。その際、国が実施する健康調査等により得られた情報についても適切に反映すること。**

**21.4 現在国内外で実施中又は計画中の臨床試験の成績が得られた際には、速やかに当該成績を独立行政法人医薬品医療機器総合機構に提出する…（以下略）**

- \* コロナワクチンは適正の手順を踏み承認された薬剤ではない。上の下線部に明言されているように現在治験中の薬剤（どうやって治験しているか？）である。
- \* コロナワクチンはその用法・用量を誤れば生命に危機を及ぼす劇薬であるが、現在もその適正使用は全く不明（情報を収集中）の中で使用中である。
- \* コロナワクチンの長期的な作用等についても全く不明。無論、長期的な安全性も。

## 2. 接種3回目に関する所の文言

### 7.1.3 接種回数

本剤は2回接種により効果が確認されていることから、原則として、同一の効能・効果をもつ他のワクチンと混同することなく2回接種するよう注意すること。

### 7.2.2 接種時期

通常、本剤2回目の接種から少なくとも6ヶ月経過した後に3回目の接種を行うことができる。

**7.2.3 初回免疫として他のSARS-CoV-2ワクチンを接種した者に追加免疫として本剤を接種した臨床試験は実施していない。**

- \* コロナワクチンは適正使用も全く不明な上に、他社のコロナワクチンと混合使用は臨床試験も行っていない。それを日本人民にワクチン投与する。これは人体実験という以外には…

## 3. 今後進む11歳以下の児童・小児への接種について

### 薬事法の第47条 交付の制限

毒薬又は劇薬は、14歳未満の者その他安全な取扱いをすることについて不安があると認められる者には、交付してはならない。

- \* 生命に危機を及ぼす可能性のある薬剤が劇薬。適正使用さえも全く不明なコロナワクチンという劇薬を注射するのと、毒薬を注射するのとは何の違いがあるのか？  
ましてやそれを小児に注射するとは…。刑法上の問題では？